

健康診断結果について 医師等からの意見聴取を 実施していますか？

事業者には、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者の健康を保持するために必要な措置について、3か月以内に医師等から意見を聴くことが義務付けられています。（労働安全衛生法第66条の4、労働安全衛生規則第51条の2等）

？



先生、健康診断実施後に、医師から意見を聴くことに、
どんな意味があるんでしょうか。

健康診断結果の有所見者は年々増加しており5割を超えています。
従業員に健康で働き続けてもらうためには医学的知見を踏まえた労働者の健康管理を行うことが大切です。



そのため労働安全衛生法では有所見者について、医師から意見を聴き、事業者が必要に応じ労働者の実情を考慮の上、就業場所の変更、作業転換、労働時間短縮、深夜業回数減少などの措置を行うこと、また、医師が必要と認めた人へ医師や保健師による保健指導を行うことが定められています。

健康診断はやりっぱなしでは駄目なんですよ。

実際、治療中のはずだけど数値からは治療を中断していると思われる人、いつ倒れてもおかしくないからすぐに医療機関を受診して欲しい人などいろいろな人がいますから、是非保健指導まできちんと行って欲しいですね。

へえー、そうなんです。じゃあすぐにでもお願いします！



労働者数50人未満の、産業医を選任していない事業場は、地域産業保健センターで医師の意見聴取、医師や保健師による保健指導を受けることができますよ。料金は無料です。是非、利用してみてくださいね。



埼玉さんぽマスコット
「健（けん）ちゃん」

地域産業保健センター（地さんぽ）では、
労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、
医師からの意見聴取を**無料**で実施しています。



埼玉さんぽマスコット
「守（まもり）ちゃん」

☆「地さんぽ」の利用には事前の申し込みが必要です。

☆総括産業医（企業の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医）がいる小規模事業場は支援対象外になります。

☆利用回数には制限があります（継続的なご利用を支援するものではありません）。



意見聴取の内容は以下のとおりです

就業区分及びその内容についての意見

(健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針)

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務で良いもの	
就業制限	職務に制限を与える必要があるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

小規模事業場の事業主のみなさま

 「地さんぽ」では意見聴取を **無料** で実施しています

意見聴取を実施している埼玉県内11の「地さんぽ」

浦和・与野・朝霞・川口・大宮・熊谷・川越・春日部・所沢・行田・秩父

申込方法

- ①健康診断結果が健診機関から返却されたら、労働者の健診結果を確認しましょう。
- ②有所見者がいたら、当センターホームページ「利用申込フォーム(右のQRコード)」から管轄の地域窓口を選択し、お申込みください。
- ③担当のコーディネーターから、電話またはメールにてご担当者様あてに連絡が入ります。

利用申込フォーム



不明な点がありましたら、コーディネーターまたは埼玉産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

「地さんぽ」は、厚生労働省所管の「独立行政法人労働者健康安全機構」が全国に設置している「産業保健総合支援センター」が運営している地域窓口です。



地域の産業医の先生に健康診断結果を見てもらえるのはとてもありがたいです。これからも続けて頂けると助かります。



1年に1回健康診断をうけることで身体全体の把握ができ医師からのコメントを参考にできることはとても助かります。



希望多数の場合は受付ができないこともあります。申込はお早めに!

保健師さんの指導によって再検査を受けてくれる職員が多くなりました。こちらも職員の健康状態を把握できて大変助かっております、本当にありがとうございます。



お問合せはこちら

埼玉産業保健総合支援センター

www.saitamas.johas.go.jp TEL:048-829-2661

